慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	鈴木文治と工場法
Sub Title	Bunji Suzuki and the Factory Act
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.47, No.8 (1974. 8) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19740815-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

鈴木文治と工場法

中村勝範

一

「明治四十四年三月二十八日ヲ以テ制定公布サレタル工場法[1]ハ、其ノ条文僅ニ二十五箇条、大正五年八月二日ヲ以テ公布セラレタル施行令[2]（四十二箇条）及施行規則[3]（三十一箇条）ヲ合スルモ其ノ法条僅ニ九十八条ニ過キス。然レトモ此等ノ法規カ制定セラルル迄ニハ実ニ約三十箇年ノ星霜ヲ積ミ、此ノ間主務大臣ノ交迭ヲ重ヌルコト二十三回、工務局長又ハ商工局長トシテ主任者ヲ換フルコト十五人、稿ヲ更ムルコト亦実ニ百数十回ニ及ヒタルモノナリ[4]」と、工場法制定に十有余年直接参与し、これが実施される時、農商務省商工局長であつた岡実は、工場法制定の難産ぶりを簡潔に表現している。本稿は、この工場法、工場法施行令、工場法施行規則にたいして、大正時代に労働組合運動の分野を切り開いていつた鈴木文治が、いかなる対応を示したかを焦点に考察するものである[5]。

工場法が制定公布された明治四十四年三月といえば、この頃、鈴木は朝日新聞社会部に勤務していた。これより一年八ヵ

月前、鈴木は胸中に、生涯を弱者の友として送ろうという決意を秘めて東京帝国大学法科大学を卒業している。また、これより一年四ヵ月後には、かれが率先して結成した友愛会の機関誌第二号から、工場法について連続してこれを解説する作業を開始した。[6] 大正五年九月二十八日の日附で、鈴木は工場法に関する一冊の文庫本[7]を出版しているが、これは、さきの友愛会の機関紙に連載したものと重複するところはすくない。

本稿では工場法制定の沿革については論じない。冒頭に提示した岡実の陳述からも知れるように、それは長期間の歳月の末に生みだされたものであつたが、条文は僅少であつた。この場合、わが工場法の法条僅少なるにかかわらず、長年月の日子を要して漸く制定公布されたものであるが、[8] 法条僅少という内容の貧弱さから、隔靴掻痒の感を免かれなかつた。しかしながら、これこそわが国における最初の社会政策的立法であつた。[9]

鈴木文治は労使（資）協調をとなえる現実主義者であつた。このかれが、内容が貧弱であるからといつて工場法を否定することはあるまいが、現実主義者は現実のなかで身もだえして苦悩するがゆえに隔靴掻痒にいらだつこともあるだろう。

（1）公布法律第四十六号、これが実施されたのは大正五年九月一日であつた。
（2）工場法施行令は大正五年八月三日、勅令第百九十三号であつた。八月二日は誤りである。
（3）工場法施行規則は大正五年八月三日、農商務省令第十九号であつた。
（4）岡実『改訂増補・工場法論　全』（大正六年九月　有斐閣）一頁。
（5）筆者はこれまで「鈴木文治と大正労働運動（上）」（法学研究　第三十二巻第一号）、「鈴木文治と大正労働運動（中）」（法学研究　第三十二巻第二・三合併号）、「鈴木文治と大正労働運動（下）」（第三十二巻第六号）を発表してきた。本稿は右三稿の延長線上に連らなるものである。
（6）友愛会の機関紙『友愛新報』第二号（大正元年十二月三日）から第十六号まで十四回（途中、第十五号は休載）にわたり「工場法釈義」が連載された。
（7）『工場法釈義　全』（友愛会本部）。
（8）松沢清『工場法研究・解釈論前編』（大正七年十一月　有斐閣書房）三八頁。ここでは、なおつづけて「工場法ニ関スル調査ニ着手シタル明治十四年ヨリ法律トシテ成立公布セラレタル明治四十四年ニ至ルマテ実ニ三十箇年、而モ包含スル所ノ規定僅ニ二十五箇条トス。吾国法律ノ発布セラレタ

ルモノ多シト雖又斯クノ如キノ先例アルヲ聞カズ。夫レ法条ノ少キハ必ズシモ制定ニ至ル期間ノ短カカルヘキヲ要セズ又調査年数ノ永キハ啻ニ工場法ノ制定ニ限ラズ、而モ斯ル長年月ヲ要シタル割合ニ成条ノ甚ダ貧弱ニシテ隔靴掻痒ノ感ナキヲ得サル事例ヲ現出シタルノ点ニ於テ吾法制史上特筆スベキモノタルヲ失ハズ」（三八―九頁）とある。工場法の形式及び内容を簡潔に表現している。

(9) 右同書　三九頁、及び同書に附された桑田熊蔵の序文「我国社会政策カ工場法ニ依ツテ其緒ヲ開ラキタルハ云々」（四頁）。

二

友愛会の機関誌に連載された鈴木文治の工場法の解説（「工場法釈義」）は、条文を逐条的に、ごく概略的に述べたものであつた。[1] 逐条的解説に主力をそそがなくてはならぬため、かれ自身の、この法律ならびに労働者保護にたいする思想の表現は乏しい。このような制約のなかで、鈴木の工場法にたいする評価をまとめてみよう。

㈠　全体として工場法を否定しようという主張はない。部分的には後に述べるように、不満に思う点もあるが、これを全面的に否定しようとか、消極的な意味しか持たせまいとするような姿勢はない。

いま全面的に否定しようという姿勢といつたが、これを大別すると二通りの立場がある。その第一の立場は、この工場法こそ国家の生産機関に苦痛をあたえ、生産を阻害し、殖産興業の妨げになる、欧米諸国に追いつくためには工場法は有害である、というものである。[2] 第二の立場は、工場法とは名ばかりで中身は「どうせ碌なものではない」[3] という歯牙にもかけぬか、「全案悉く不満足」[4]「という態度である。弱者の友たらんことを心に誓つていた鈴木が前者に組みするわけがなかろうし、また現実主義者であつた鈴木が後者の主張を支持することもない。

㈡　鈴木文治の立場は、この工場法に不満を抱きつつ、それでも無きにまさるというものであつた。不満は三ヵ所で述べられている。鈴木が不満とする三点につき、以下略記する。

(イ)　第二条では十二歳未満の者の就業が禁止されている。[5] 幼年工保護の規定である。これこそ工場法の精神であるべきは

ずであるが、このあとに直ちに但書がつくことにより、幼年工保護の規定が無に帰してしまうことへの不満である。その但書には、この法律が施行せられる際、十二歳未満の者を就業せしめている場合はこの限りにあらずという条項と、行政官庁は軽易なる業務であれば十歳以上十二歳未満の就業を許可することができるという条項である。二つの但書によつて、工場法制定の本旨を失わしめ、幼年工保護の精神が滅びてしまうが、このような結果に至つたのも、政府と議会の資本家側との妥協によるものであろうから致し方がない、いわゆる骨抜泥鰌たる所以であろうとしめくくる。(6)

(ロ) 工場法第六条は、労働者を二組み以上にわけて交替に就業させるような仕組みにするならば、この法律施行後十五年間は徹夜業を現在のままに据えておこう、とされていることへの不満である。(7) 第四条で徹夜業を禁止しながら、第六条で工業主は十五年間そこから逃れることができる方途を認めているのである。しかも第五条第三項(8)において、すでに徹夜業が可能であることを認め、第四条を根本からくつがえされている上に、さらに第六条で徹夜業の可能なことが再度確認されているのである。この徹夜業承認について鈴木は、大変御念の入つた規定であり、工場法としては類のない寛大な規定であると不満を示すが、それでもないよりはましであろう、(9) とプラス面に理解しようとする。

(ハ) 工場法には附則があり、本法の施行の期日は勅令をもつてこれを定むとされていた。鈴木は、この点がじつに遺憾である、といつた。なぜならば、たいがいの法律には、終りの方にそれが施行される期日が定められているが、工場法にはそれが定められていない、それがために運用ができない、これは胴体はあるが手足のない人間のようなものである、これでは文明国の名にたいして恥かしいことである、(10) というのであつた。

(三) 鈴木は、工場法というものは国家の体面上必要なものであると考えていた。これが、鈴木の工場法評価の第三の視点である。先進国においては完全に近い工場法が制定され、実行されているとき、独りわが国にのみ、これを欠くのは、国の体面上、はなはだ面白くない、と鈴木は考えた。(11) 工場法の存否は、国家の体面にかかわるという言葉が、この連載の第一回

の冒頭におかれていることは、注目されねばならぬであろう。わが国が近代国家としての体面を維持するためには工場法を制定し、実行することが必要条件であると主張した者は、鈴木だけに限らない。第二十六回帝国議会の工場法に関する特別委員会において、大浦兼武農商務相は、外人より質問を受け工場法の規定なしと答えるのは一等国として大恥辱であると答弁していた。[12] もつとも工場法を制定しようとする者や、これの制定を待望する者にとつては、わが国を欧米諸国に劣らない国にするために、ぜひとも工場法の制定・実行という条件を備えることが必要であるとする説得の方法は、おくれて出発したわが国の世論を納得させるのに、有効な方法であつたであろう。したがつて、言うほどには欧米先進国への日本の体面維持とか、工場法なきために恥をかいたとは意識されていないかもしれない。

ナショナリズムの意識の深浅はとにかくとして、いずれにしても、そこから導き出される結論は一つである。すなわち、工場法は、富国強兵・殖産興業という明治以来の国家の方針に合致するという論法である。明治以来、敗戦に至るまで、わが国において事が興され、言が挙げられる時の正統性の根拠は、大御心に副うものであるかどうかということであつた。工場法制定・実行が正統性を獲得するためには、それが、大御心に合致することを証明することである。工場法は大正五年六月一日から実施される予定であつたが、それが実施されるまで、なお三ヵ月延期されねばならなかつた。枢密院において六月一日実施が紛議しているとき、友愛会出版部長坂本正雄は、つぎのように書いていた。

「頭の古い連中に何わ解(ママ)る？　陛下の御裁可になつた法律の施行が五ヵ年も遅れた今日、これを一時も早く実施するのは当局の任務であらねばならぬ、職工扶助に関しては最高の条件を定め労働時間をば能う限り縮少することが是れ陛下の赤子たる国民を愛する所以である」[13]

坂本は、工場法が天皇の裁下を得ていること、また労働者を保護することは天皇の赤子を愛することになるのであること、という二つの理由から、工場法は正統性を主張できると信じたのである。しかし、それは坂本の解釈であるにすぎない。

この世における絶対・至上といわれるものも、それをふり仰ぐ者の数ほどの解釈があり、唯一絶対の解釈というものは存在しない。富国強兵・殖産興業は、明治期日本における大御心の一つの具体化であつたが、工場法はこれに反するものであるという者も数多かつたのである。これにたいして、工場法推進論者は、工場法こそ富国強兵・殖産興業に合致するといい、鈴木文治もまた、この論法を用いた。

工場法は幼年工保護の精神に従つて設けられたものである。もしも、子供の将来を考えず、工場へ送りこむようでは、子供としても、国家としても、工業の発達の上から考えても、決して得策ではない。[14] 徹夜業が禁止されなかつたならば、職工[15]が気の毒であり、疲れ切つて充分働けない、その上に健康を害し、品性を傷け、教育を妨げ、技術の発達を阻害する、これは怜悧なる工業主[16]のとるべき道ではない、国家はこれを無視することはできない、[17] と鈴木は述べる。労働者への傾斜は見られないわけではないが、富国強兵・殖産興業への傾斜の方が強いようである。もつとも、大逆事件から三年と経過していない時点で、労働者の保護であるとか、労働者の権利であるということを労働者を組織[18]している鈴木が主張できるものではなかつたかもしれない。社会運動の窒息の時代といわれた時期であつたからである。

（1）「工場法釈義（二）」（『友愛新報』第三号　大正三年一月三日）。簡単に要を摘んで講義しなくてはならなかつたのは、このころ『友愛新報』は「未だ半月刊であり、且つ紙面も狭いのであるから、余り委しいと長引く恐れがあるからであります」と鈴木はいう。

（2）神田孝一『日本工場法と労働保護』（大正八年九月　同文館）には、明治四十三年末、工場法案が第二十七回帝国議会に提出された頃、工場法制定に反対した幾人かの意見が掲載されている。そのなかにある下野紡績専務田村正寛の意見のうち一部分を以下引用しよう。「武力に於て一等国となるにも十数億円の国民の骨血と十数万人の生命を犠牲に供したるにあらずや、富力に於ては欧米二三等国の下に位する我邦は、殖産興業上に向つて幾多の犠牲を払うも国民挙つて夜を以て日に継ぎ、鋭意努力大に奮闘せざるべからざる時にあらずや」（四―五頁）。神田孝一は、工場法実施の頃、農商務省が嘱托した工場法講師であり、友愛会評議員、同会編集委員でもあつた。

（3）友愛会の機関誌『労働及産業』第五十三号（大正五年一月一日）は、「大正五年四月より施行せらる可き工場法に対する意見」を知名人より集め、五頁にわたり掲載した。ここに引用したものは堺利彦の回答で、全文は「まさに施行されんとする工場法の事は委しく承知いたさねど、どうせ碌なものではないと思つて居ります」となつている。

(4) 片山潜「工場法案を評す」(『東洋経済新報』第五四〇号　明治四三年一一月五日。『日本労働運動史料』第三巻〈労働運動史料委員会編　一九六八年二月〉二三四頁)。片山は工場法案をつぎのように考えていた。法案の内容を見るに「頗る吾人の意に満たざる者あり。他なし。数次の修正を経る毎に法の精神は漸々埋没せられ、回を重ねるに従つて案は益す劣悪なる者となり下るの観あること是なり。殊に今回の草案を見て吾輩の切に感ずるは、起草者の苦心の要点が法の根本目的たる労働者の保護其者にあらずして却つて関係工業者の便宜、利益を害せざらんことを是れ努め其歓心を傷わんことを是れ恐れ、只管工業者の主張に迎合して戦々兢々として立案したるの跡歴然たること是なり」、「全案悉く不満足の点を以て満てる者」(以上、右同書　二三三頁)であり、吾輩の失望する所である、という。

(5) 第二条　工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

行政官庁ハ軽易ナル業務ニ付就業ニ関スル条件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

(6) 「工場法釈義(三)」(『友愛新報』第四号　大正二年二月三日)。

(7) 第六条　職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四条ノ規定ヲ適用セス

第四条　工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

(8) 第五条　三　昼夜連続作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

(9) 「工場法釈義(五)」(『友愛新報』第六号　大正二年四月三日)。

(10) 「工場法釈義(十四)」(『友愛新報』第十六号　大正二年十一月十五日)。

(11) 「工場法釈義(一)」(『友愛新報』第二号　大正元年十二月三日)。

(12) 前掲神田孝一著　四頁。

(13) 「偶感」(『労働及産業』第五十八号　大正五年六月一日)。

(14) 前掲「工場法釈義(三)」。

(15) 本稿では、「職工」、「労働者」と混用するが、原資料に基づいて論述する時、資料に「職工」とあれば「職工」と書き、「労働者」とあれば「労働者」と記す。本稿の筆者の意見として論述する場合は、「労働者」と統一する。工場法では「職工徒弟」とされている。

(16) 工場法では一貫して「工業主」となつている。原資料に基づいて論述するときは、「工業主」、「資本家」、「工場主」等の文字は、原資料通りに用いる。

(17) 「工場法釈義(四)」(『友愛新報』第五号　大正二年三月三日)。

(18) 大正元年八月一日に、わずか十五名でスタートした友愛会は、創立一周年のころには「会員約二千、支部三ヵ所、事業の種類七、友愛新報も月二回の発行部数も約三千を数うるに至」つた(鈴木文治「創立創刊一週年」『友愛新報』第十五号　大正二年十一月一日)。

三

鈴木文治が『工場法釈義　全』[1]を出版したのは、大正五年九月二十八日であつた。工場法が実施されたのは同年九月一日である。当時、かれの率いる友愛会は一万六千名[2]に達していた。この間、鈴木は二度にわたり友愛会々長として渡米し、AFL（アメリカ労働総同盟）と交流するという経験をしている。[3]これは、デモクラシーのための戦いといわれた第一次世界大戦の真只中で出版されたものであるが、大戦突入前に書かれた『友愛新報』への連載「工場法釈義」の域を出ていない。連載よりスペースの余裕がある分だけ多く盛られているが、質的には変化はない。

第一編の「工場法の観念」とは、工場法の意義いかん、ということである。それはまず工場法の定義からはじまる。

「工場法とは国家が固有の権力を以てする社会政策の一種であつて、工場労働関係上の弊害を除かんが為に、工業主と職工との間に於ける自由契約に対して制限を設け、以て労働者の保護を全うせんことを趣旨とする法律である。[4]」と定義する。欧州諸国の沿革に徴してみると、この工場法は社会政策の第一歩であり、いやしくも文明国と称せられる国で工場法の無い国はない、それゆえに工場法はぜひとも必要である、と本書の冒頭で述べる。かつて鈴木は、工場法は国の体面上ぜひとも必要であるといつたが、二年半経過しても、同じ意味の言葉で書き出す。明治維新以後の日本の近代化は、欧米諸国の文物制度を模倣することであつたと同時に、変化を促進するために、欧米ではかくかくであるからという言葉は、効果があつた。鈴木は、両方の意味で、欧州諸国の沿革に徴して工場法は必要不可欠と主張したのであろう。

鈴木は、工業主と職工との間の自由契約に制限を設け、労働者を保護するための工場法を必要とする理由を論じているが、われわれが今日それらの理由を整理すると四点に絞られるようである。

第一点は、弱者としての労働者の救済保護であるとする。産業革命（鈴木は「産業革新」と呼んだ）以後、資本家階級と労

働者階級が出現し、資本家は労働者を雇用し、営利の目的を全うしようとする。資本家は法律上の制裁がないために、できうるかぎり、長時間労働者を使役し、工場内における衛生、危険予防策をほとんど顧みないありさまである。ここに国家は、労働者の衛生と生活の保障の必要から工場法を設け、種々なる制限規定により、弱者である労働者を救済保護しようとするものである。

鈴木が工場法を必要とするとした理由の第二点は、それが工業主および工業にも利益をもたらすということであつた。工場法は労働者の救済保護だけではなく、工業の繁栄にも役立つのである、と主張することを忘れなかつた。工場法は国家固有の権力をもつて工業主間の苛酷なる競争をおさえ、そこから生じる職工労働者の過労をなくさしめ、それらの間に規律を正すことにある。しからば職工は、身体強健にして業務になれ、安んじ欣んで仕事に従事し、技術をますます熟練せしむることになる。工場法は、労働者の保護を主とするのみならず、工業そのものをして永久に繁栄ならしむるところの基を開くものでもある。もしも、職工が健康を害し、災害を蒙るような弊害が見過されたならば、工業そのものも衰頽することは火を見るよりも明らかである。(5) 以上の鈴木の主張は、労働者の健康、身体を害することを放置したならば、労働力そのものが枯渇してしまうということであり、逆に労働者が保護されれば技術は向上し、労働力は確保されるということになる。この論理は、従来、労働者を酷使することによつて利益をあげてきた資本家を工場法支持者に切り換えさせるために鈴木文治ならずとも用いた方法である。大浦兼武農商務大臣も衆議院で提案理由を述べるとき同様な論理を用いたし、(6) 法学者も同じことをいつた。(7)

鈴木が工場法は必要であると説く第三の理由として挙げたのは、国防という問題である。もし工場法が存在せず、工場生活の弊害が激増していくことになれば、延いては健全なる壮丁を失い、国防上の欠陥を助成することになる。(8) 壮丁の秀れた体力なくして、力強い壮丁の士気はない、(9) ゆえに工場法により健全なる壮丁を確保しなくてはならないと説得する。この国

防の視点からする論法も、工場法を促進しようとする者により、しばしば用いられた。例えば、鈴木の恩師桑田熊蔵は、工場職工の疾病の割合いは普通の国民、監獄の囚徒よりも多いということをきいたが、これが事実であるとするならば、わが国の国防軍備にとつて重大な問題であると考えた。「年々二億ノ軍事費を抛チ、海ニ五十万噸ノ船ヲ浮ベ、陸ニ百万ノ兵ヲ養ツテ居ル我ガ帝国ノ前途ガ此工場職工ノ為ニ遂ニ危キ状態ニ陥ルコトヲ思エバ、ドウカ諸君ハ我ガ国家ノ前途ノ為ニ本案ニ御賛成アラムコトヲ願イマス」[10]と、貴族院における工場法審議で賛成討論をしたのである。国際社会に力ずくで、しかも、おくれて引き出されたわが国は、明治維新以来、政治・経済・社会制度の変革、政治・社会・労働運動のひとつひとつが、国の独立と国家への忠誠に深く結びつけられていた。工場法制定も、その例外ではなかつた。

鈴木が、工場法を必要と考えた第四の理由は、職工が災害に遇つた際に善後策について法律によつて定める必要があるという考えからでもあつた。以下、この結論に導かれるプロセスの概要を示す。職工の負傷は、すなわち兵士が戦場における負傷にも劣らない、したがつて負傷者を扶助し、療養するということは、ただに人情の上の問題のみならず、権利義務の問題である。もしも負傷者を顧みないならば、貧民窮民浮浪者犯罪人は増加するのみならず、労働者自身も怪我の多い仕事、衛生上有害なる業務に就くことを厭うようになり、工業上の進歩に障害をきたすようになるかもしれない。[11]

鈴木文治が工場法を必要とするとして挙げた理由は、かれが、工場法はすべからくかかる効果を発揮してほしいという理想図でもあつた。しかしながら、かれが生来いかに楽天的性格の所有者であつたにしても、この工場法で、かれの理想がかなえられるとは思わなかつた。なぜならば、この工場法が、いわゆる骨抜き[12]であり、不完全なものであることを承知していたからである。鈴木は、工場法に、理想として望み得るかぎりのことを望み、また理想に到達せしむるよう工場法を進化発達せしめなくてはならない、[13]といつたが、文庫本では、それほど高い理想は説かれていない。もし高い理想に燃えて、この低い工場法を見るならば、終始烈しい批判で充満しなくてはならないのであるが、きわだつた批判は見当らない。

『友愛新報』への連載と文庫本とを比較すると、連載以後に工場法施行令、工場法施行規則が定められているため、文庫本の方が「工場法規の解説」は詳細である。「工場法規の解説」は、その名の通り、解説に徹し、実務的である。労働者保護・労働者の権利の擁護が、この法律においては不完全であるという批判・主張は乏しい。それは乏しいのであつて、皆無だというわけではない。以下、鈴木の工場法に対する批判・主張を要約してみよう。

工場法第三条から第六条までを並べ、ここでは十五歳未満の男子および女子の就業時間が制限されて、かれらの保護が規定されているが、成年男工（十五歳以上の男子工）は何時間仕事を継続しても、工場法ではこれにたいしてまつたく干渉制限しないことになつている。これはなぜであろうかという問題を提出し、つぎのように自答する。[14]

答一　成年男工は一個の立派な紳士であるがゆえに、これらの男工は自ら自己を保護する途を知るべき筈である。それ故にかれらは自己の利益に従つて工場主と自由の契約をすれば宜しいという意味において放任せられるものと解すべきである。

答二　しかも労働者は個人孤独の関係においては常に弱者たるを免れざるが故に、成年男工の間に鞏固なる労働組合を造り、その労働組合の契約によつて自ら自由の意志によつて労働時間に制限を加うべきである。

鈴木の右の自問自答は、かなり個性的である。特に労働組合を背景として成年男工は労働時間を制限すべしという主張は、学者、法律家の間では稀れな意見ではないかと思われる。東京帝国大学法科大学を卒業し、工場監督官でもあり、工場法実施の局に当りて研鑽を重ねてきた松沢清は、「成年工中男工ノミハ爾余ノ職工トノ間保護ニ差等ヲ設ケタリ」[15]という一言をもつて片附けている。岡実は、この問題に関し、工場法による労働時間の制限は、主として健康上および社会政策上の必要に基くものであるから、つぎの二理由から成年男工の就業時間を法律をもつて規定することは無用であると解説する。[16]

一、成年男工の労働時間を制限するのは、それによつて労働効率の増進という個人経済上の目的に基くものである。このような目的での時間の制限は、工業主の自由意志に任せてよい。

二、衛生上の目的よりしても成年男工は幼少年者婦女と異り、自衛力を有し、自由意志によつて工業主と適当なる労働時間の契約を締結し得るから、自由契約に一任した方がよい。

鈴木文治が労働組合の必要性を強調したのは、かれが労働組合運動の指導者であるからであろうが、他の一ヵ所でも工場法にからめて労働組合の必要性にふれている。それは工場法第十二条について述べたところである。主務大臣は病者または産婦の就業について制限または禁止の規定を設くることを得、とある。工場法の施行に際し、工場主は職工一般の健康診断を受けさせた結果、病気が発見され、解傭の不幸を見るに至つた、という悲劇が生じた。本人その人にたいしては誠に気の毒に堪えないが、これとても元来平生相当の用意があり、もしわが国において十分に労働組合が発達して、かかる場合における自助の方法が完全に備わつているならば、かかる人びとが職を失うといえども悲観する必要はなく、静かに養生をして、健康体に復するときに再び以前の業務に服することができるわけである。職工は平素万一の場合を予想して、それに備える途を講ずることを切望する、というかれの個人的見解が披瀝されている。[17]

ここで『工場法釈義　全』の最終編である「第五編　工場法と労働組合」について論及する。これは大正時代における労働組合運動の指導者としての鈴木文治を考える上で重要である。鈴木は、工場法をもつとも有効にさせるためには、労働者は自助的な組織、つまり労働組合を必要とするのだということを力説するのであるが、この論理はつぎのように展開される。

工場法の実施されるにあたり、社会政策の実行と共に労働者の自助的組合運動の必要性を痛感する。工場法には種々の職工保護、職工扶助等の規定が設けられているが、これが実行されることが期待されるかどうかは資本家が国法を遵奉する精神と工場監督官の精励を待つほかはない。もしも資本家に種々の違反行為があつた場合、職工労働者がはたして一本立で資本家に対抗することができるものであろうか。「資本主義全盛黄金万能の今日の時代には資本家は常に強者にして労働者は常に弱者の位置に措かれて居る」[18]

工場法が施行されるということは、弱者である労働者を保護することであるが、弱者である労働者にして自覚なく、自己の権利義務を弁えることなく、また弁えてもこれを遂行する努力をなさないようでは、工場法の精神に達しないのみか、労働者の幸福利益の進歩発達は到底期することはできない。これを救済する途は唯一つである。それは労働者が一致団結して一の労働組合を造ることである。「労働者は弱者なれども其強味は一つある、それは即ち其数の多いと云うことである。此数の多いことに就て一致して智慧を集め資力を集めて資本家と相並び立つ時に於て始めて労働者は能く自己の権利を助長し其利益を擁護することができる訳である」[19]と。

しかも労働組合の発達は工業主の進歩発達と必然離すべからざるものである。もしこの運動が健実なる発達を遂げないならば、わが国の産業社会の将来はじつに怖るべきものである。いま、工場法が施行せられ、職工の権利義務に関する多くの問題の生ずべきを思う時、健全なる労働組合の起らんことを望み[20]、かつ政府、工業主は進んで労働組合の発達を擁護し、むしろその長所を利用するよう希望する。「職工其人に取つては工場法の実施と云うことは要するに産業世界に於ける憲法の制定であるから此憲法を巧みに運用し且つ利用せんが為に、個人としてよりも、寧ろ多数団結して其福利を受けるに吝ならざらんことを希望する」[21]と。

鈴木が労働組合の指導者であるところから、労働者の視点から問題を把握し、学者、法律家と異つた個性的な解説・アドヴァイスをしている点が、なお一、二存在する。

工場法第十五条は職工の扶助について規定しているが、遺族扶助料は職工の配偶者が受けることになつている（工場法施行令第十条）ことを説明し、つぎのように労働者にアドヴァイスする。すなわち、問題は配偶者であるが、わが国の今日の労働者社会では、所謂正式の結婚をしない、内縁の夫または妻というものが尠からずいるが、この内縁の夫または妻は配偶者ではないことになつているから、「職工諸君にして万一の場合を慮る時に於ては早く正式の結婚をすることが必要である」[22]

というところは、条文の解説以上のものである。

負傷、疾病、死亡に伴う扶助料の適用を受けるのは私立工場、公立工場で働く職工のみであつて、官立工場の職工には適用から除外されていたが、このように官立私立を区別するのは、起草者たちが官僚思想に陥つているからであろう[23]、という批判にも鈴木の個性がにじみ出ている。

工場法第三条は、保護職工（十五歳未満及女子）の一日の十二時間以上の就業を禁止していたが、主務大臣は業務の種類によつて本法施行後十五年間を限り、就業時間を二時間以内延長することができるとして例外規定を設けていた。鈴木は、これに感服できないといつた。そもそも工場法が主として保護しようとしたのは、これら保護職工であり、かれらが長時間労働に従事することを有害と認めたからこそ工場法が制定されるようになつたのである。しかるに、年限を限るとしても、保護職工を長時間労働させるということは工業主本位に、この工場法が傾きすぎており[24]、工場法制定の精神から見て納得できないと述べている。労働者本位ではなく資本家本位であると非難している稀れな箇所である。

総括して、本書は、㈠工場法がなぜに必要であるかという意義づけについては文庫本ながら熱心にとかれ、㈡工場法を有効ならしめるためには健全なる組合が必要であるという主張には鈴木なればこそと思われるものがあるが、㈢この法律が資本家の保護に急であるという非難は尠く、したがつて㈣この法律は無用の長物であるという非難はない。工場法にたいして、かなり厚意的な文庫本である。

(1) 友愛会本部発行で、初版は大正五年九月廿八日である。筆者の所有している版は大正八年五月二十四日発行の四版である。改正定価金二十五銭と印刷されているが、その上にゴム印で定価参拾銭とおされている。扉には「鈴木蔵書」の朱印がある。本書の目次は左の通りである。

工場法釈義　目次

第一編　工場法の観念

第二編　工場法の沿革

第三編　工場法規
一、工場法
二、工場法施行令
三、工場法施行規則
四、十歳以上十二歳未満の者の就業許可取扱方
第四編　工場法規の解説
第一　工場法適用の範囲
第二　幼少年工年齢の制限
第三　就業時間及び休日休憩
第四　職工の扶助
第五　危険有害の就業禁止
第六　病者及び産婦使用の制限
第七　工場設備及び工場の臨検
第八　賃金及び貯金の支払
第九　職工及び徒弟
第十　職工名簿及び負傷疾病の届出
第十一　帰郷旅費の支給
第十二　徒弟に関する規定
第五編　工場法と労働組合

目次は右の通りであるが、目次に記載されていないものとして「発行人謹識」と記した「序」が、この書の冒頭にある。そこには「著者たる会長は草稿を残して直ちに渡米せられしに付、油谷治郎七氏董督のもとに友愛会編輯局員之が校閲を為した」とある。序三頁、目次二頁、本文一七〇頁の文庫本である。筆者所有のこの書では、七四頁と七五頁の間に工場法施行令第二十六条が印刷されていなくてはならないが、この条文の最後の四文字のみ印刷され、大部分の条文が、七九、七八頁に印刷されている。なお、本書について解説、引用、参考にした著書、論文に接したことがないが、それは筆者の浅学によるものであろうか。

(2)　酒井亀作「労働組合法の必要」(『労働及産業』第六十号　大正五年八月号)。

(3)　本書は再度渡米(大正五年九月十四日出発)する直前に、草稿を残して行つたものである。

(4) 前掲『工場法釈義　全』一―二頁。

(5) 右同書　七―九頁。

(6) 大浦農商務大臣は、明治四十三年二月一日、議会に工場法案を提案するにあたり、提案理由のなかで、「我工業ノ経営上ニ於キマシテ激変ヲ与エザル程度ニ於テ、職工中ノ最モ保護ヲ必要トスル婦女幼年者（中略）ニ関スル弊害ヲ矯正シナクテハナラヌ（中略）、是ニ於テ絶大ノ幸福ヲ図リ、工業者ト職工トノ間ノ調和ヲ保ツテ、而シテ永遠ニ工業ノ発達ヲ助ケ、其進歩ヲ促サント欲スルノ精神デゴザイマス」（『官報』――「衆議院議事速記録」第五号明治四十三年二月二日。前掲『日本労働運動史料』第三巻　二〇八頁）。もつとも、この第二十六回帝国議会に提出した法案が発表されると夜業禁止に対する非難の声が高く、就中綿糸紡績業者が激烈なる反対にまわり、法律全体が否決されかねない形勢になつたため、政府は調査修正の必要を認め、遂にこれを撤回した（前掲岡実『改訂増補・工場法論　全』三八頁）。第二十六回帝国議会では工場法案を撤回したが、これはさらに調査をおこない修正を加えて明治四十四年二月二日、第二十七回帝国議会に提出した（右同書七七頁）。修正中最大のポイントは「婦女幼少年者ノ徹夜業禁止ノ規定ハ前議会ニ於テ本案ノ成立ニ至ラサリシ最モ重ナル原因ヲ為スモノナリト雖、此ノ規定ヲ削除スルハ最モ忍ヒ難キ所ナルヲ以テ、依然之ヲ存置スルコトニ決シ、一方ニ於テハ紡績業カ蒙ル可キ経済上ノ影響如何ヲ精査シ、夜業ノ一部禁止ヨリ遂ニ全禁ニ導ク可キ方法ヲ攻究スルニ殆ント全力ヲ傾注セリ」（右同書五八頁）。同法案は三月二日貴族院に提出され、同月二十八日立法手続を完了した（右同書　七八頁）。

(7) 例えば法学士江藤玄三は、工場法実施の日付で『工場法注釈』（大正五年九月一日金剌芳流堂）を出版したが、そこにはつぎのような文字が綴られている。「労働者ヲ其ノ体力ノ許ス以上ニ、又ハ不衛生的ニ若クハ危険ナル設備ノ下ニ、或ハ営養（ママ）不良ノ状態ニ於テ使用スルコトハ、疾病、早衰、負傷、変死ノ原因ヲナスモノニシテ斯ル状態ノ下ニ使用セラルル労働者ノ、一生涯中ノ総労力量ハ、然ラサル者ニ比シテ少カルヘク、仮ニ之ヲ相等シト仮定スルモ此ノ如キ不良状態ノ下ニアル者ノ子孫ニ伝フル影響ヲ考フルトキハ、次代ノ労力量ハ著シク減退スルヲ免カレス、故ニ人口ノ増加ナキ国民中ニアリテハ、時代ノ推移ト共ニ益々其ノ国民中ノ総労力ヲ減少シ、人口ノ増加スル国民中ニアリテモ、人口ノ増加ニ比例シテ増加スルコトヲ得サルヘシ、労力ノ濫費ハ即チ労力ノ減耗ナリ、而シテ労力ハ自然及資本ト共ニ生産ノ要素タルヲ思ハハ、経済上ノ利害自ラ判明ナリ。国民経済即チ一国民ヲ包括スル全経済体ノ見地ヨリ、百年ノ利害ヲ考フルトキハ、工場法ヲ制定シ、労働者ノ使用ヲ制限シ、危害予防衛生等ノ設備ヲナサシメ又ハ営養（ママ）ノ基礎タル労銀ノ支払ヲ保障シテ、労働者ヲ保護スルハ、生産ノ要素タル労力ヲ涵養畜積（ママ）シテ、生産ノ増加ヲ図ルノ途ニ外ナラス。工場法ハ即チ労力ノ濫費ヲ制シテ、之ヲ維持又ハ増殖シ生産ヲ増加シ、国民経済ノ繁栄ヲ齎スヘキモノナルカ故ニ、社会政策タルト同時ニ一面ニ於テ亦実ニ経済政策ニ外ナラス」（二八―九頁）。

(8) 前掲『工場法釈義　全』九頁。

(9) 鈴木は右同書において、第一次世界大戦におけるドイツ兵とイギリス兵の体力を比較すると、ドイツ兵の方がイギリス兵の体力を超越している、それはドイツの方がイギリスより早くから社会政策を実施して、労働者の不安をとりのぞいてきたからであるというアメリカの社会学者の説を紹介する。さらにまた、同じ社会学者は、体力の相違はさらに士気の興廃に大なる影響があるとも述べていることを紹介する（九―一〇頁）。

(10) 『官報』――「第二十七回帝国議会貴族院議事速記録」第二〇号　明治四四年三月二一日（前掲『日本労働運動史料』第三巻　二三二頁）。

(11) 前掲『工場法釈義　全』一一～二頁。

(12) 工場法案が第二十七回帝国議会に提出されるや、「此案の制定に就ては添田桑田両博士の如き最も熱心なる賛成者たると共に他の一方には荘田平五郎氏の如き最も猛烈なる反対者あり、遂に議論沸騰の結果如何なる有様に到るやも揣り知る可らざるものがあつたのであるが、雙方論者の交譲妥協に依り終に所謂骨抜案となつたのである」(『工場法釈義　全』二六頁)。

(13) 右同書　一四頁。

(14) 右同書　八七頁。

(15) 前掲『工場法研究・解釈論前編』二三二頁。

(16) 前掲『改訂増補・工場法論　全』四一一―二頁。

(17) 前掲『工場法釈義　全』本文は「併し乍ら我国に於ける労働組合の発達は尚甚だ幼稚極るものであつて、従来に於ては政府之を歓ばず工業主は之を歓迎せず、職工其人も多くは何等の自覚無くして空々寂々と其日を送る有様なりしが故に、今に迫んで此悲劇に遭うと雖も何等適宜の方法を講じて之に対する途を発見することを得ざることは、実に我国の社会の為に悲しまざるを得ざる所である」(一三二―一三三頁)。

(18) 右同書　一六七頁。

(19) 右同書　一六八頁。

(20) 鈴木は、この期においても、まだ、友愛会を労働組合であると言明しない。「我国に於ては欧米に於けるが如き労働組合の設立はないのであるけれども、我友愛会の期するところ亦実に労働者の自助的団結の力を養うて工場法の運用を最も有効ならしめんとするにある」(右同書　一七〇頁)。

(21) 右同書　一六九―一七〇頁。

(22) 右同書　一一一―一二頁。

(23) 右同書　一二一―一二頁。

(24) 右同書　八九―九〇頁。

四

鈴木は『工場法釈義　全』では、工場法を非難することはなかつたが、同じ頃、友愛会の機関誌において工場法を論じた時、その批判は厳しかつた。[1]「労働者の立場から工場法を評す」というテーマからしてすでに、工場法は労働者の立場から見て、多くの不満があるというニュアンスが感じられる。本論のなかに立てられた五本の柱のうち、一節が「資本家本位の

工場法」であり、二節が「職工保護の不十分」であり、三節が「主従関係に非ず」と題されているところからして、鈴木のこの法律にたいする構えがうかがわれる。そこには連載、文庫本とは異質ではないにしても、強い調子の批判が露出している。

まず、資本家本位の工場法であると説く節を要約する。工場法の制定、実施が難産であつたことから、工場法本来の精神はほとんど無視された。法律そのものの骨髄が抜きとられ、形式として存在するのみである。「労働者の立場より之を見る時は本法律の如きは全く資本家本位に依て制定、実施せらるゝものと見ざるを得ない」、そもそも工場法は労働者保護だけが目的ではなく、産業全体の発達を目的としているものであるが、社会政策の立場よりこれを観察するときは、産業界のなかにあつて弱者たる地位にある労働者の利権を尊重し、幸福を増進し、労働功程（効率）を高むると同時に、労働者に真に人間らしい生活の保証を与うるものでなければならない。この点、欧米現行の工場法に比較して、わが国のそれは比類なき劣等の地位を占むるものである。これは「所謂骨抜案というではなく、肉も悉く殺ぎとられて、僅に一片の皮膚に依て工場法の名目を全うするに過ぎない」ありさまである。

資本家本位の工場法は、必然的に職工の保護に不十分である。二節を要約しよう。十二歳未満の者の就業を禁止（第二条）し、保護職工の就業時間を十二時間以内（第三条）としながら、いずれも除外例を設けて立法の精神を蹂躙している。これらは工業主、資本家に寛大きわまる処置であり、かれらの利益とあらば、頑是なき幼年者、か弱き女子の健康、幸福の問題も、ほとんどまつたく無視して省みないのである。徹夜業（第四、五条）も本法施行後十五年に至るまで、なんら現状と変わらず、職工の業務上の負傷、疾病、死亡にたいする工業主の責任（第十五条）の頗る手薄にしてあるところも、理解に苦しむところである。

第十五条においては、工業主の責任を厚くすべきであるとし、その理由をつぎのように説いた。すなわち「工業主が犠牲

者に酬ゆるに篤きことは工業道徳の基本であつて、これ亦工業発達の根本現象たるべきは識者を俟たずして明かである。人生意気に感ず、功名誰か選ばんと云うが如き意気ありてこそ、はじめて産業の旺盛も期し得べかれ、事ある時は則ち牛馬の如く駆使せられ、事終れば則ち喪家の狗の如く路傍に棄てられて敢て顧られずとすれば、誰か身を擢んで〻難局に当り、誰か身命を擲つて産業の礎となるべき、労働者に対する待遇の薄きは単り産業発達の一大障害たるのみならず、又実に国民愛国の精神を消磨するところの一大毒素と云わなければならない」という。ここには、わが国の伝統思想から発する仁侠の精神に通ずるものがないであろうか。工業主、資本家の仁侠道徳を刺戟することによつて、工場法を理解させようとしたのは鈴木だけではなかつた。法学博士、鉄道院総裁、友愛会顧問の添田寿一もまた、労働者を遇するにその道を以てするならば、労働者は所謂意気に感じて大に精励するものである、と説いた。(2)

鈴木は、労使関係は封建的な主従関係であつてはならないと強く主張した。産業界における専制、封建制を革めて、新らたに立憲、自由の制度を打ち建てんとするのが工場法の眼目である。しかるに、当局者が、頑冥旧式なる資本家を説得するのに、主従関係論(3)を用いているが、これこそ怪訝に堪えざるところである。工場法の適用を受くる点からいえば、工業主も職工も平等である。工業主の責任は、決して工業主が職工に対する惻隠の情より発する救済扶助ではない。職工の損害に対する賠償である。工業主が営利の目的によつて営んでいる事業によつて損害を受けた労働者が、賠償を請求するのは当然の権利であつて、資本家がこれを支給するのは当然の義務である。

工業主と労働者との関係を封建的な主従の関係で考えることから、近代的な労使関係、契約関係で考える方向へ脱皮しつつあつた鈴木にとつて、主従の美風を諄々と説く当局者、資本家の反対をおそれるあまり戦々兢々たる当局者には、がまんがならなかつた。(4)

以上、鈴木の一篇の主張を三点に絞つて要約したが、かれは、以上の諸点を論拠に、工場法を否定したわけではない。工

場法本来の精神は無視されたが、資本家全盛の今日の日本において、とにも角にも、この法律が実行される段取りまで漕ぎつけたことについては当局の苦心を諒とする、という。工場法が、今後改良進歩される門出として有は無に優るという意味で歓迎もする。在るべき工場法への第一歩としての価値を認めないわけではないが、在るべき工場法が高きがゆえに、現実の工場法の低さが目にあまるのである。ともあれ「工場法の施行と云う機会は実に日本の資本家と労働者との永遠に握手すべき絶好の機会であると思う。資本家は先ず労働者の自覚に気附き、其の向上心に気附き、進んで其地位を認めてやるの態度に出でなければならぬ。茲に永久和平の門は開かれる」というとき、鈴木は工場法を、かれの持論である労使協調論を補強する有効な武器にしようとする。しかし、ここにおける労使協調は、資本家が労働者の地位を承認し、その利福の発達に協力した上での労使協調であり、労働者の側の一方的な譲歩による労使協調でも、また労働者、資本家の両方を互譲[5]させた上での労使協調でもない。時代は変わり、労働者も変わり、そして鈴木文治も行きつもどりつしつつ変っていくのである。

(1) 友愛会の機関誌『労働及産業』第五十八号、大正五年六月一日号は「工場法施行記念号」であった。それは大正五年六月一日から実施される予定であった工場法に関する特集号であった。じつさいには工場法の実施は、さらに三ヵ月延期された。主要記事をあげてみると、つぎのようなものがあった（目次による）。

友愛会の主張
労働者の立場より工場法の施行を論ず……友愛会々長　鈴木文治
学者の見地
工場法と労働者の幸福……法学博士　添田寿一
工場法と工場管理……神田孝一
工場法改正論……早稲田大学教授　安部磯雄
工場法の制定及実施の由来……法学博士　桑田熊蔵
当局者の所論

工場法施行の精神……農商務省商工局長　岡　実
工場監督官となりて……工場監督官　宮本貞三郎
参考資料
八時間労働……（ジー・ジエー・モリン）　東京電気　蒲生俊文
純粋労働者の声
工場の一隅より……友愛会々員、鉄工　福田竜雄
労働問題劇
工場法（自らハンマーを握つて労働に従事せる友愛会々員の創作にかゝる社会劇也、当局者も労働者も之を読め）……平沢計七

(2) 「工場法と労働者の幸福」（右参照）。

(3) 大正五年五月五日、東京の本願寺において警視庁主催工場法施行に関する講演会があり、農商務省商工局長岡実が講演した。そのなかで岡は二つのことを希望している。「其一は其事業に規律あれ尚お一は其職工に対して慈悲あれ」ということであつた（「工場法実施の精神」本章の註1を参照）。慈悲について岡は、業務のために負傷した場合、工場主は療養の費用を負担し、休んでいる間は賃金の半分を支払うことになつているが、「此事は法律が工場主に対して求めて居る所の慈悲であります」。この慈悲は、「人の子を見ること尚お自分の子の如く見て貰いたいと云うことが一つ。竝に女子供に対しては特に慈悲の考えを以て之を待遇して貰いたいと云うのが此次であります。諸君も御承知の如く我国には昔より致して主人と従者の美風があるのであります。此の主従の美風は我々は外国人に対して今尚お誇りと致す所であります。工場法は此の日本固有の主従の美風を根本として尚お一層発展せしめて貰いたいと云う希望を以て居る」と熱心に説いた。鈴木文治は、この主従の美風を否定したのであり、これを否定するとき岡実の講演を念頭に置いていたことは間違いない。

(4) 「工場法の実施に際し我国一部頑冥にして旧式なる資本家を説得するに際し、当局者の隠忍、丁寧、親切を極めたる態度に対しては、我等も亦実に讃嘆を禁ぜざるものである。ただ併し余りに親切、丁寧を極むるの結果、動もすれば当業者の反対を買わんことに対して戦々兢々たるの風ありと見るは僻目か」（前掲「労働者の立場より工場法を評す」）。

(5) 添田寿一は、工場法の実施により労働者の責任義務がますます重きをましたこと、工場経営者も細心の注意を払わなくてはならないが、「労働者に於ても常に工場法精神の那辺に存するかを了解し極力其の濫用害用を慎まねばならぬ。（中略）行う人及び之が適用を受くる人倶に共に同心協力、資本と労働とは相協力しなくてはならぬ、と説いた（前掲「工場法と労働者の幸福」）。